

児童扶養手当について

児童扶養手当を受給するには申請が必要です

父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を目的として支給される手当です。

令和7年度税制改正により、令和7年分所得より特定親族特別控除が適用されます。

※児童扶養手当は受給資格があっても請求しないと受給できませんのでご注意ください。

対象となる児童

- ①父母が離婚した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が一定程度の障がいの状態にある児童
- ④父または母の生死が不明な児童
- ⑤父または母が1年以上遺棄している児童
- ⑥父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- ⑦父または母が1年以上拘禁されている児童
- ⑧母が婚姻によらないで生まれた児童
- ⑨母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

※「児童」とは、18歳に到達してから最初に迎える3月31日(18歳の年度末)までにある者をいいます。

ただし、心身に中度以上の障がいがある場合は、20歳未満までとなります。

1.月額手当(令和8年4月分～)

区分	全部支給	一部支給※
1人目	48,050円	48,040円～ 11,340円
2人目以降	11,350円	11,340円～ 5,680円

※一部支給については、所得に応じて手当額が決定されます。

2.支払時期

手当は認定請求をした日の翌月分から支給され、前月分までを奇数月の11日に、指定された口座に振込みます。

※11日が土日、又は休日の際は繰り上げて支給します。

5月11日(3・4月分) 7月10日(5・6月分)
9月11日(7・8月分) 11月11日(9・10月分)
(令和9年)
1月8日(11・12月分) 3月11日(1・2月分)

3.所得限度額(令和6年11月分～)

所得制限限度表

扶養親族の数	本人		扶養義務者・配偶者等
	全部支給	一部支給	
0人	69万円	208万円	236万円
1人	107万円	246万円	274万円
2人	145万円	284万円	312万円
3人以上	38万円ずつ加算		

前年の所得(課税台帳上の所得に前年受け取った養育費の8割を合算した額)が上記の限度額以上ある場合は、手当の全部または一部が支給停止となります。

●公的年金の受給があるとき

公的年金等の額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分の児童扶養手当を受給できます。ただし、公的年金等が児童扶養手当額より高い場合、児童扶養手当は全額支給停止となります。障害基礎年金等を受給している方は、障害基礎年金等の子の加算部分の額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分の児童扶養手当を受給できます。※新たに公的年金の受給を開始された方は届出が必要です。

●現況届の提出

児童扶養手当を受けている方(全部支給停止を含む)は、毎年8月1日現在の状況等を確認するための届け出が必要です。※現況届を提出しないと、11月分以降の手当が受給できなくなります。また、2年間この届を出さないと受給資格を失います。

手当を受ける方の支給条件により提出する書類が異なりますので、お問い合わせください。窓口にお越しの際は時間に余裕をもってお越しください。

【お問い合わせ】子育て支援課 ☎63-1111 内線388



市ホームページ